

6. 贈賄、贈答及び接待等

(1) 接待・贈答（含：被接待・贈答）

業務上の取引先に対して、常識の範囲を超えるような接待や金品その他有形無形の利益を供与してはなりません。また、従業員は、その立場を利用して、金品その他有形無形の利益を接受してはなりません。さらに、業務上の取引に関連して、個人的な報酬・口銭を受け取ってはなりません。

加えて、起用するコンサルタント、代理店、合弁事業のパートナー等が、自らの与り知らないところでこれらの行為を行った場合でも、当該会社が処罰対象とされる恐れがありますので、起用・選定に当たっては事前に万全の調査を行うとともに、贈賄を行ってははいけません。

取締役、監査役、特定事項の委任を受けた者の場合は、会社法第 967 条に規定する贈収賄罪に問われます。

(2) 公務員との間の接待・贈答

公務員・みなし公務員（JBIC・JETRO・JICA 等）に対しては、接待や金品、その他一切の有形無形の利益を供与してはなりません。

(3) 外国公務員との間の接待・贈答

外国公務員に対しても、上記（2）と同様に接待・贈答は禁止します。本邦居住の従業員が海外に出張等で出かける場合でも同様です。

外国公務員に対し、海外の子会社・支店・駐在員事務所の役職員が、海外で、賄賂の申込みや供与などを行った場合についても処罰の対象となります。

各国の法律の中で特に注意を要するのは、経済協力開発機構（OECD）の「贈賄防止条約」、米国海外腐敗行為防止法（FCPA）と英国贈収賄法（BA）であり、日本企業が米国外や英国外で行った行為についても処罰対象とされること、また制裁金が極めて高額になる可能性があることに注意が必要です。

民間企業の役職員に対する贈収賄についても、英国贈収賄法（BA）において処罰対象とされ、また中国の不正競争防止法においても商業賄賂行為として規制されていることに注意する必要があります。

(4) ファシリテーションペイメントについて

税関等での事務手続きを円滑に進めるために公務員等に少額の心づけを支払うこと（ファシリテーションペイメント）については、原則として禁止します。

ただし、業界または各国習慣、社会通念、法令等によって規制が異なることから、そのような事態に直面した場合には、上長またはコンプライアンス担当者に相談の上、必要に応じて現地弁護士に確認するなど、法令に違反しないよう注意する必要があります。

(5) 政治献金・寄付行為

政治関係の事項に関して、全ての法令を厳格に遵守しなければなりません。

なかでも、政党・個人に対する寄付、政治資金パーティーのパーティー券及びそれに類するとみなされるものの購入は禁止します。

【関係法令】

会社法、刑法、不正競争防止法、外国公務員贈賄防止条約、
公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律
(あつせん利得処罰法)

経済協力開発機構(OECD)の「国際商取引における外国公務員に対する贈賄防止条約; OECD
贈賄防止条約」

英国贈収賄防止法(Bribery Act 2010)

米国海外腐敗行為防止法(FCPA; Foreign Corrupt Practices Act)

【社内規程】

経理規程

【主な照会先】

コンプライアンス委員会、審査法務部、人事総務部